



2022年 12月 2日
第83号

JR 東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集情宣担当
ホームページ
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



「仕事がないので年休にしてほしい」
年休の強制は **違法行為!**

病気で欠勤していたが、回復したため復職しようとしたが・・・

主治医



もう元気だね。えっ、まだ働いてないの？

仕事して構わないよ!

むしろ仕事しないと身体に悪影響だよ!

病気の診断書は書けないからね!

産業医が判断するので、それまで仕事がありません。**8日間「年休」**でお願いします。



**ええ～年休の取得を会社が
お願いしているの!?**

労働基準法第39条第5項

使用者は、有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。



重要!

- ・年休は労働者の権利なので、いつとるか、とらないかは労働者の判断です!
- ・労働者の意思に反して、年休の取得を強制するのは、違法です!

こんなおかしいことがまかり通っていませんか?
泣き寝入りせず、JR東労組とともに声をあげよう!